

令和 8 年（2026 年） 6 月 5 日：初版

令和 8 年（2026 年） 6 月 9 日：2 版

令和 8 年（2026 年） 6 月 10 日：3 版

質問に対する回答書

令和 8 年度 都市計画変更事業 飯山市都市空間情報デジタル基盤活用業務に係る公募型プロポーザルに関する質問と回答は次のとおりです。

No.	質問事項	回 答
1	実施要領 P.4 1 次審査提出書類について、企画提案書資料（20 ページ分）は、提出しなくても問題ないのでしょうか？ 言い換えると、1 次審査提出書類は form6-2 のみで問題ないのでしょうか？	ご認識の通りです。 企画提案書資料は 2 次審査提出書類であり、1 次審査時点での提出は不要です。
2	Form13-2 成果品貸与申請書兼誓約書は、参加資格申請書類と 1 次審査提出書類のどちらで提出すればよろしいのでしょうか？	成果品の貸与は、1 次審査通過後に企画提案書資料の作成に活用することを想定しているため、参加資格審査及び 1 次審査の結果通知後に申請してください。 したがって、Form13-2（13-1 を含む）については、参加資格審査申請書類及び 1 次審査提出書類のいずれにも含める必要はありません。
3	共同企業体に対する要件について、実績や担当技術者要件は全構成員に求められるものでしょうか？	本要件は共同企業体として満たしていればよく、全構成員に求めるものではありません。 また、担当技術者においても、実績を有する者が含まれていることであれば、差し支えございません。
4	様式 5、様式 9 の「従事部門の経歴」は社名のみで問題ないのでしょうか？	差し支えございません。 「従事部門の経歴」は、会社名のみの記載でも可とします。なお、従事部門を併せて記載いただいても差し支えありません。
5	特記仕様書の第 3 1 条（シミュレーション機能の開発）に記載されている （4） 必要空間確保機能 駐車場、外構、堆雪場その他必要となる空間について、条件設定に基づき配置及び検討が可能な 機能を有すること。について質問です。	本仕様において想定している堆雪場は、主として（3） 建築モデル生成及び配置機能により生成した敷地内における堆雪スペースの確保及び検討を行うものです。 なお、本業務の目的達成に資するものであれ

	堆雪場とは(3) 建築モデル生成及び配置機能で生成した敷地内に作成するものでしょうか？それとも都市計画区画に大規模な堆雪場を配置・検討するという事でしょうか？	ば、敷地内の検討に限らず、周辺空間を含めた堆雪場の配置や空間設計に関する機能を提案いただくことを妨げるものではありません。
6	第33条（追加提案） 1 受託者は、第2条に示す目的の達成に資する追加機能又は活用方法について提案することができる。これらの提案は必須事項ではないが、技術提案の評価において考慮する場合がある。 (6) コンテンツの作成 のコンテンツとはどのような事を想定していますでしょうか？	「コンテンツの作成」とは、例えば、シミュレーション結果を活用した動画コンテンツ、複数シナリオの比較資料又は報告書、VR 等を活用した景観・空間の可視化コンテンツ、3D都市モデルを活用した情報発信コンテンツ等を想定しています。 なお、上記はあくまで例示であり、これらに限定するものではありません。また、第33条に記載する事項は追加提案の例示であり、同条に記載のない提案を妨げるものではありません。
7	共同企業体で参加する場合、各構成員から主任技術者を配置することを予定しておりますが、主任技術者を複数名配置することは可能でしょうか。	差し支えございません。 ただし、参加資格要件として配置する主任技術者は1名を明確に定めるものとし、業務実施体制上の主任技術者補佐又は担当技術者等として位置付けるなど、役割分担を明確にしてください。 なお、様式7「業務実施体制」等において、主たる主任技術者が明確に判別できるよう記載してください。